平成２２年（フ）第４８３号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地３棟35号
債務者　和泉　幸恵
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４９５号
愛媛県松山市太山寺町333番地１　三光団地２棟22号
債務者　川本　義博
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４９６号
愛媛県松山市溝辺町甲322番地　中道後ハイツ507号
債務者　大窪　志信
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４９号
愛媛県今治市近見町３丁目４番43号
債務者　井川　　潤
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第８３号
愛媛県今治市北鳥生町１丁目４番８号　市営北鳥生団地503号、前住所愛媛県今治市恵美須町３丁目１番地55　ライブタウン恵美須501、前々住所愛媛県東予市三芳338番地の９
債務者　倉橋　典子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第９３号
福岡県柳川市立石930番地１　県営住宅蒲池団地６棟106号
債務者　宮原　順一
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7656番地
債務者　杉原　健夫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第７９２号
熊本市東京塚町17番40号　匠ハイツ108
債務者　尾﨑　勝史
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４８７号
大分市大字杉原699番地の38
債務者　水野　正健
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４３２号
宮崎県児湯郡新富町大字新田16805番地１
債務者　濵田　幸作
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１１号
宮崎県都城市都原町２番地１　市営都原団地50―２―202
債務者　和田　直子（旧姓後田）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２１６号
宮崎県都城市山之口町花木2242番地５
債務者　永野　尊一
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５８５号
鹿児島県鹿児島市三和町21番１―208号
債務者　穂森　勇樹
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
秋田市土崎港西５丁目７番12号　ウエストハーバー201
債務者　大倉　博晶
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０２号
富山市藤木1821番地10
債務者　石坂　光一
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６０号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目６番16号
債務者　大城こと　中川しのぶ
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２８号
兵庫県尼崎市食満６丁目14番１―505号
債務者　盛　　昭将
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係